

書籍訂正情報

2024年版 出る順社労士 必修過去問題集

①労働編

(2024/01/23 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024年版 出る順社労士 必修過去問題集①労働編」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 2024/01/16 更新分… p. 1~4
- 2024/01/23 更新分… p. 5

【2024/01/16 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P64 問 7 ア肢 解説 4行目	…, 主たる生計の維持者 ではないではないこと等 を理由とすることの意で あり, …	…, 主たる生計の維持者 ではないこと等を理由と することの意であり, …
訂正	P72 問 11 C肢 解説 1行目	C 正 本肢のとおりで ある (<u>昭 22.9.13 発基 17 号</u>)。なお, …	C 正 本肢のとおりで ある (<u>昭 63.3.14 基発 150 号</u>)。なお, …
訂正	P76 問 13 B肢 解説 1行目	…, その実態において使 用従属関係が認められる ときは, …	…, その実体において使 用従属関係が認められる ときは, …
訂正	P78 問 14 C肢 解説 7行目	…「監禁」に該当する (<u>昭 22.9.13 発基 17 号</u>)。	…「監禁」に該当する (<u>昭 63.3.14 基発 150 号</u>)。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P91 問 21 B肢	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

B 労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。なお、本問において、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含ないものとする。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P92 問 21 解答	正解 <u>A</u>	正解 <u>A・B</u>

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P92 問 21 B肢 解説	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

B 正 本肢のとおりである(令 5.10.12 基発 1012 第 2 号)。本肢の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲が含まれており、当該変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本肢の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P242 問 18 E肢 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

E 正 本肢のとおりである(法 60 条、労働安全衛生法施行令 19 条)。製造業(たばこ製造業、繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)を除く)は、職長等教育の対象業種である。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P348 問18 B肢 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

B 正 本肢のとおりである(令5.9.1基発0901第2号)。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を復・継続するなどして執拗に受けたときは、心理的負荷の程度は「強」になるとされている。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P479 問4 問題2 5行目	…負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き <u>D</u> 賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、…	…負傷その他厚生労働省令で定める理由により <u>↓ D</u> 賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、…
訂正	P514 問4 A肢 解説 5行目	…、年末年始の休日や夏季休暇等の特別休日（すなわち、週休日 <u>氏の他</u> 概ね1か月以内の…	…、年末年始の休日や夏季休暇等の特別休日（すなわち、週休日 <u>その他</u> 概ね1か月以内の…
訂正	P753 問48 E肢 解説 3行目	…、労働保険事務組合ごとに、 <u>千万円</u> 又は常時15人以下の労働者を使用する事業の…	…、労働保険事務組合ごとに、 <u>1千万円</u> 又は常時15人以下の労働者を使用する事業の…

【2024/01/23 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P488 問6 【解説】 11行目～13行目	なお、同法第18条第1項、 第2項の規定による賃金 日額の最低限度額（自動 対象変更額）は <u>2,610円</u> 、 同法同条第3項の規定に よる最低賃金日額は <u>2,657円</u> とする。	なお、同法第18条第1項、 第2項の規定による賃金 日額の最低限度額（自動 対象変更額）は <u>2,700円</u> 、 同法同条第3項の規定に よる最低賃金日額は <u>2,746円</u> とする。

以上